

平成 24 年 2 回定例会 建設常任委員会

平成 24 年 7 月 4 日

高橋（稔）委員

公明党の高橋です。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から、神奈川県民センター設備改修工事の入札中止について、まず伺ってまいりたいと思います。

今回、一度公告した工事を中止したということで、違法性とかそういうことではないということを承知していますが、公告という事実は重いのではないかと、このように思いますが、これまでこのような事例はあったのか、まず確認させていただきます。

県土整備局経理課長

今まで県土整備局で入札を中止した事例は、例えば、談合情報があつて公正な入札等が保てなかった場合、あるいは、公告上の間違いだとか、そういったものが生じた際に入札を中止したということとはございます。

高橋（稔）委員

そういうことは承知しているんですが、今回のようなケース、談合情報とかそういうことではなく、発注者側として意思を示してということで、いわば発注者と業界側との紳士協定的なものも信頼関係の上で成り立っていくわけですが、今回のこの事由による中止、このことをどういうふうに局は受け止めていらっしゃるのか、再度確認させていただきます。

県土整備局経理課長

今回の工事については、県土整備局としては、事業を行う県民局から依頼を受けて、積算や入札公告を行うとか、いわゆる依頼工事というようなことですが、緊急財政対策本部の判断に基づいて中止の依頼が県民局からございまして、それに基づいて中止をしたというような経過です。ただし、入札制度かながわ方式といったものが成り立っていくということは、業界の方々との信頼関係、委員が言われたように紳士協定というふうな部分のところはございますが、そういったことで成り立っているというふうに考えてございます。特に今回の入札中止に関しまして、参加を予定していた業者ですとか、あるいは業界の方々に対して多大な迷惑や混乱を招いたということについては、ここで深くおわびしたいと思います。

高橋（稔）委員

県民局から発注ということで、県土整備局については、汗をかいた割には効果が発揮できていないとか、そういう思いで内心じくじたるものがあるのではないかなというふうには察しますが、そもそもどういう理由でこれを予算計上されたかということ振り返っておきたいと思っております。

県土整備局経理課長

県民センターは昭和 47 年しゅん工で、それ以来 40 年を経過しています。冷暖房に関しましても配管に関しては、経年劣化が見られるというところでございまして、今後も引き続き、当該施設の長寿命化を図っていくためには、それらの箇所を計画的に更新する必要があるという考えの下で予算を計上したというふうに聞いています。

高橋（稔）委員

これだけ古い設備になりますと、故障の問題もさることながら、環境対策上、様々な需要があったかなというふうに思うんですが、やはり安全対策ということ、この県民利用施設ですから、提供していく上でも、やはり行政としては大事な使命じゃないかというふうに思うんですが、県民の方、サービスを受取る側からすれば、今回の行為は、行政の義務の提供の不作为というふうにとられがちではないかと思いますが、見解を伺っておきたいと思います。

県土整備局経理課長

今、委員から御指摘がありましたとおり、庁舎管理者としての責務、利用されている県民の方々も安全・安心に利用できるというようなこと、これが大きな責務であると認識しています。

今回のセンターの工事については、老朽化しているということとして、補修する必要があるということの中で予算計上していくという状況でしたが、毎年の施設点検ですとか日頃のメンテナンス等により、施設を利用するに当たりましては、現時点では直ちに支障を生じないというふうに県民局の方からも聞いています。したがって、直ちに義務の不作为といったようなところまでの状況にならないというふうには考えていますが、御指摘に関しましては、非常にごもつともなところがあると考えてございます。

今後、関係局であります県民局ですとか政策局、それから総務局といったところにも、このような議論がありましたことについてお伝えさせていただきたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

予算計上の理由もあった、それで議決もした。それで報告もし、発注というところでいざストップということになりますと、私は、思い出したくもないんですが、不適正経理問題の委員として特別委員会で議論してきたことをふと考えてしまいます。こういうやり方というのは、不適正な経理というか、次元が違うかもしれませんが、不適正な概念にならないのかなと頭をよぎったんですが、見解を伺っておきたいと思います。

県土整備局経理課長

今回の中止については、極めて政策的な判断の中で、それに基づく特別な対応だというふうに考えてございます。今後、前例ですとかというふうに考えていることはございません。工事を執行する我々の県土整備局としても、今後こ

うした依頼部局との調整の中で、全ての施設の状況等もしっかりと確認していきながら、綿密な調整を図っていきたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

政策的判断と言われてしまうと、議会の政策的判断は何だったんだと言いたくなってしまいうんですね。県土整備局に申し上げてもし方にないという部分もありますが、やはり議決しているわけですから、この重さを十分と認識していただき、先ほど県民局にという意見具申という話がありましたので、申し添えていただきたいということをおっしゃりたいと思います。

県土整備局副局長兼総務部長

今回の入札中止ということについては、相当期待されていた業者の方々に本当に御迷惑をお掛けいたしました。また、県民、議会の皆様方にも御心配をお掛けしましたことについて、改めて深くおわび申し上げたいと思います。

今回の対応は、今、県土整備局経理課長から申出がございましたとおり、県の緊急財政対策本部の判断を踏まえてのこととして、本当に特別な事案と考えています。

これまでいろいろな御指摘がありましたことを肝に銘じまして、今後このようなことで御迷惑、御心配をお掛けしないように、県としての信頼が回復できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

高橋（稔）委員

では、次の質問をさせていただきます。

今回の土砂の適正処理に関する条例の一部改正について何点か伺ってまいりたいと思いますが、昨日以来発生しました活発化した前線の影響で、九州北部、山口県の被害状況を見るにつけ、非常に自然災害の恐ろしさを強く感じたんですが、水は高いところから低いところへ流れるなど、この自然の摂理とともに、しっかりした地盤というのは大事だなということを強く感じたんですが、この水は高いところから低いところへ流れますが、近県の土砂埋立規制の状況について確認させていただきたいと思います。

建設リサイクル課長

近県の土砂埋立規制の状況です。

まず、関東ですが、関東地方では、東京都、それから群馬県を除きまして、本県を含んだ形で5県で、いわゆる土砂条例を制定しています。また、近隣県としては、山梨県で同じような形で土砂条例を制定しています。

その内容ですが、それぞれ各県の置かれている状況に応じて様々な対応となっております。例えば許可対象面積ですが、本県は2,000平米以上というふうにしていますが、千葉県、栃木県、埼玉県、そして山梨県は3,000平米以上、また、茨城県では5,000平米以上となっています。

また、土地所有者の責務についてですが、措置命令、罰則まで規定するのは、これまでは千葉県だけでございました。また、公表や周辺住民の説明について

も、規定がある県もあればない県もあるということで、県によりそれぞれ異なった内容にしてございます。

高橋（稔）委員

それぞれ近県で土砂条例がありながら、許可対象面積から、今おっしゃったように罰則その他、住民説明の有無等、また土壌の汚染度の規制の問題と、いろいろと差があるように承知しているんですが、この九都県市で統一的な土砂埋立規制というのは考えられないのか伺っておきたいと思います。

建設リサイクル課長

土砂埋立に関する規制については、土砂そのものが、廃棄物とは異なりまして有用物であるということで、過剰な規制が経済に影響を与え得るということにある中で、現状では、それぞれの地域も社会、経済、環境という様々な状況に応じて、各都県市が規制あるいは内容の異なる形で行っているという現状です。

また、例えば、本県は県内で処理できない土砂について千葉県に搬出していますが、このように、県市によりまして土砂を搬出している、搬出せざるを得ない県市と、そういった土砂を受け入れている県市といった形で、置かれている立場も異なった形になってございます。そういった中で、統一した取組というのはなかなか難しい状況にございます。しかしながら、九都県市では、建設リサイクル行政に関する協議の場を設けてございますので、そういった場を活用しながら、今後とも情報交換等を行っていききたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

広域的な連携というのは、やはりあった方がよいのではないかというふうに私は思っているんですが、なかなか置かれているそれぞれの県の事情もあろうかと思いますが、これだけばらつきがあると、高いところから低いところへ水が流れると同様に、緩いところへ土砂が持ち込まれはしまいかなど。特に隣接地域ですね、県境といいますか、そういったところが非常にグレーゾーンといいますか、出たり入ったりといいますか、持ち込まれたり持ち出されたり、いろいろ懸念があるのではないかと思うんですが、例えば、先ほど申し上げました土壌汚染の基準なんかも、いろいろ近隣県で違いが出てしまいますと、やはりいろいろと差し障りが出てくるのではないかと思うんです。

そこで、他県では土砂埋め立てと土壌汚染の一体規制をしているというふうに認識しているんですが、本県は、土砂条例と生活環境保全条例の環境法令という形で役割分担をしているのではないかと思うんですが、その辺の考え方を確認させていただきたいと思います。

建設リサイクル課長

委員のお話のとおり、神奈川県以外の関東4県では、これは、全て環境部局が条例を所管してしまっていて、そういった中で土壌汚染への対応をその土砂費用の中でやっています。

しかしながら、本県では、環境農政局の方で生活環境保全条例を持っていて、その中で汚染土壌による埋立禁止を規定しています。そういったことから、県として同一目的で同様の規制をやると二重規制になってしまうということで、本条例では規制できないというような形になっています。

そこで、担当部局との連携が重要になるということです。まず、許可に当たりましては、事業者に対して、土壌汚染対策に係る法令を遵守するよう、また、環境部局からの指導に従うよう指導するとともに、汚染土壌の埋立て等の通報が現実にあった場合には、環境部局と連携して、適正な措置がなされるように対応してまいりたいというふうに考えています。

#### 高橋（稔）委員

他県では、今おっしゃったように、例えば埼玉県、栃木県、隣接の山梨県、全て環境部なんですね、対策が。今おっしゃったように、本県だけ県土整備局、環境農政局という2局にまたがっているということで、一層の連携が必要になってくるという答弁は理解するんですが、このクロス・ファンクション、正にそのところにおいて遺漏ないようにやっていただきたいということを強く要望しておきたいと思いますが、一方で、いろいろ許可をおろしていくに当たって、地盤がやっぱり軟弱であったりすることも大きな問題を生みかねないということになってきますと、やはりそういったことも今回の条例改正でしっかり把握していくことになっているのかどうか、今回の条例改正の中で触れられているのか確認させていただきます。

#### 建設リサイクル課長

地盤の安全性、地盤が軟弱な場合ということですが、これについては、現状で、そういった場合には、土の置き換えですとか水抜き、その他の措置を講じさせるということになっていますが、これまでは、軟弱性を判断するための調査というものが明確に位置付けられていませんでした。ということで、今回の改正では、これは施行規則の中で基準を定めるという形になりますが、原則として、全ての申請において土質調査を含めるということ考えています。

#### 高橋（稔）委員

細かい点というか、結構施行規則が大事だと思うんですが、是非、そういう軟弱地盤に対することですか、許可対象面積も、本県が2,000平米以上、茨城県5,000平米以上、他県は3,000平米というところで線引きですが、そういったことから類推するに、今度は開発許可逃れや、規制対象逃れじゃありませんが、セパレートして、2,000を1,500、500に割ってみたりとか、そういう脱法的なことも起こりかねないんで、施行規則の中でしっかり留意していただきたいと、このことを要望しておきたいと思います。

ところで、他県の場合は許可制度なんですが、許可申請に当たって料金徴収等はどうかしているのでしょうか。

建設リサイクル課長

近隣の6県のうち、手数料を徴収しているのは千葉県、栃木県、茨城県の3県です。残りの埼玉県、山梨県、そして本県については、手数料は徴収しておりません。

高橋（稔）委員

せっかくですから、金額まで教えてください。

建設リサイクル課長

千葉県は、これは新規許可手数料ですが4万8,000円、栃木県は5万2,000円、茨城県は6万円です。

高橋（稔）委員

緊急財政対策本部が大なたを振るっているわけですよ。ばしばし切っていくということで、切っていく割には生む努力はどうしたということの議論がどうなされていくのかと非常に私は関心があるのですが、今回のこの金額はたいしたことないとは思いますが、ただ、県土整備局内において、この手数料のありよう、このことの考え方は、今回の土砂条例だけじゃなくて、場合によっては部局内で、局内で他にあるかもしれない。こういう精査をして、例えば登録制度の更新時にはどうなっているんだとか、そういうこと等も考え合わせていくべきではないか、こういうふうに戻っていくわけですが、なぜ本県は、今回の条例改正で手数料徴収については触れなかったのか、今後どういうふうにしていこうと考えられるのか、確認をさせていただきます。

建設リサイクル課長

本条例において許可に対しまして手数料徴収をしていないという理由は二つございます。一つ目ですが、本条例と同様に、土地の区画形質の変更等を規制する自然環境保全条例等の他の県の条例におきましても、手数料徴収を行っていないということが一つです。もう一つは、本条例上、埋立工事許可を要しないものとして定めています土地改良法等適用除外法令というのがございます。こういった法令における許認可の審査においても、ほとんどのものが手数料を徴収をしていないといったことがあります。

この二つを一応根拠としているんですが、考え方というところですが、これは手数料をとれるかどうかというのは、地方自治法の第227条にございます。条文としては、地方公共団体は、当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとなっております。本県におきましても、成績証明書あるいはパスポートの発行等、特定の者のためにする事務において手数料を徴収しているところです。

しかしながら、土砂条例については、葉山島の土砂の不法投棄等を契機として、土砂の適正処理を推進することによって、県土の秩序ある利用、それから県民生活の安全の確保を図るという公益目的を達成するための規制の条例ということで、それまでは自由にできた土砂埋立行為に規制をかけるということ

すので、そういった事務を先ほどの地方自治法上の特定の者のためにする事務と捉えることはなじまないことだと考えています。この公益目的を達成するための規制だから手数料を徴収しないという考え方というのは、先ほど申し上げました他の県の条例でありますとか、あるいは適用除外している法律、土地改良法等においても共通するものだというふうに考えています。

今後の考え方ということで、委員のおっしゃるように、他県では確かに手数料を徴収している例があるという中で、では本県はどうかということですが、確かに、おっしゃるように財政上の非常に厳しいという事由はございます。ただし、本県で手数料を徴収するためには、今申し上げましたように、県としての考え方、あるいは県の他の条例との整合性、それから土砂条例が適用除外にしています法律等の公平性の関係等がありますので、そこら辺を検討していく必要があります。そういった部分を踏まえながら、手数料については今後の課題の一つというふうに受け止めて検討してまいりたいと考えています。

#### 高橋（稔）委員

先ほど、経済活動だというようなことを答弁の中で触れられまして、経済活動を制限するのはいかなるものかみたいなことも答弁の中で触れられたんですが、経済活動であるならば、やはり応分の負担というのが、これはあつてしかるべきかと。金額の多寡は別にして、千葉県、栃木県、茨城県が徴収しているということ等も踏まえて、今おっしゃったのは、いろいろ自治体の考え方がありますが、今の本県が置かれている立場において、いつまでも金科玉条、それで良いのかなという気がします。そんなに余裕があるんですかということとともに、部局内で本当に、先ほど申し上げたように精査してみなくてはならないものがあるということも含めて、これからで結構ですから、是非御検討いただきたいと、要望しておきたいと思います。

次に、道路や橋りょうの防災、減災対策について伺ってまいりたいと思いますが、首都直下地震の切迫性が大分指摘されていますが、この道路、橋りょうの持つ使命は、自民党さんの過日の質問でも本当に大きなものだなということを主張されていましたが、私も道路、又は県管理の橋りょう等、耐震対策が非常に気になるんですが、どのように取り組んでいらっしゃるのか。そして、経年劣化がかなり激しいものもあると思いますが、40年経過のもの、50年以上経過のものと、把握していらっしゃれば教えていただきたいと思います。

#### 道路管理課長

まず、耐震対策の取組についてですが、耐震対策については、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災、これが都市部の内陸直下型地震ということで、橋りょうははじめインフラに大きな被害を与えたということで、耐震設計においては非常に大きな節目になったものでした。県の耐震対策については、この平成7年の阪神・淡路大震災を踏まえて国から示された基準に基づいて、平成7年度から順次対策に着手しています。

具体的には、県管理橋りょう 1,215 橋のうち、阪神・淡路大震災以前の古い基準で建設されたため、大地震の際に大きな被害を受けるおそれのある橋りょう

うや緊急輸送路上の長さ 15 メートル以上の橋りょう等 235 橋を対象に、橋脚の補強、また落橋防止装置の設置等を進めており、一応これについては本年度中に完了する予定ということです。

また、橋りょうの老朽化といいたまいますか、建設後 40 年以上経過した橋りょう、これについては、全体 1,215 のうち 640 橋が 40 年以上経過しています。また、建設後 50 年以上経過した橋りょうについては 331 橋ございます。

高橋（稔）委員

50 年以上経過したものが、1,215 橋あるうちの 331 橋ですから、ざっと 4 分の 1 以上、27% ぐらいになるわけですけども、大変な経年劣化といいますかそういうことが危惧されるんですが、阪神・淡路大震災、平成 7 年以前は 235 橋については対応しているということですが、それでは、今後どのような対応策を考えておられるのか確認させていただきたいと思います。

道路管理課長

耐震対策の今後の取組ということですが、耐震性の更なる向上を図ることとして、まず、橋脚補強については、県管理橋りょう 1,215 橋のうち、阪神・淡路より新しい基準でできているものもあつたりとか、また、既に対策が完了したという橋、いわゆるもう対策が不要のもの 1,071 橋を除いた 144 橋ございますが、これについては、大きな被害を受けるおそれは少ないものの局部的な損傷が発生する可能性があるということですので、これらの橋を対象に耐震対策の方を行っていきたい。

また、落橋防止装置についても、これまで緊急輸送路上の長さ 15 メートル以上の橋を重点的に設置を進めてきたところではありますが、これが完了することから、対象橋りょうを 10 メートルから 15 メートル、ここまでに拡大して、この対象となる 44 橋について設置の方を進めてまいりたいと考えています。

高橋（稔）委員

先ほどの答弁に振り返って恐縮なんですが、50 年経過しているということですが、もし把握していらっしゃれば、どの辺の橋が古いのか、二、三例を挙げてみていただけますか。

道路管理課長

建設後 50 年以上経過した主な橋ですが、例えば、国道 1 号にある旭橋は 40 メートルぐらいの橋ですが、これが 1933 年、昭和 8 年に建設され、また、その近くにありますが千歳橋も国道 1 号ですが、これも同じ昭和 8 年に建設され、この辺が古いものの主なものです。

高橋（稔）委員

いずれも国道 1 号、箱根町辺りの橋りょうかなというふうに思うんですが、今回もこの議会で報告のありました、国道 1 号の土砂崩落ですが、やはり橋や道路を斜面の土砂が崩れたりすることによって塞いでしまう、先日の塔ノ沢の



件もそうであったかと。皆さん、夜を徹して作業し、御苦労されたことに対しては敬意を表しますが、こういった土砂崩落や落石の危険箇所について、県ではどのように現在把握しているのでしょうか。

道路管理課長

斜面の崩落や落石等災害のおそれのある危険箇所の把握ですが、国の方から要領が出ていますので、これに基づき道路斜面の点検を実施していきまして、最近では、平成 19 年度に道路防災総点検の方を行っています。

点検については、のり面崩落や落石、土砂流出等の災害危険箇所を抽出し、国の講習を受けた点検技術者が現地で斜面の亀裂幅等を記したカルテというものを作成いたしております。このカルテを基に、それぞれの箇所の危険度を判定し、危険度の高い中から防災工事の優先順位箇所、必要な箇所を選定して実施しています。

なお、このカルテを作成した箇所のうち、防災工事を実施していない箇所については、毎年追跡調査の方を実施していきまして、亀裂幅等を確認し、変状があって危険度が高まるようなことがあれば、この危険箇所に続けて工事を実施する、このような取組をしています。

高橋（稔）委員

今おっしゃった道路防災点検結果を踏まえて、県管理の道路では、土砂崩落や落石等の防災工事が必要な箇所数をどんなふうに把握しているのか、伺っておきたいと思います。

道路管理課長

防災工事が必要な箇所ですが、先ほど申し上げました平成 19 年度に実施いたしました道路防災総点検の結果、県管理道路全体で防災工事が必要な箇所として 409 箇所あったわけですが、このうち、平成 24 年 3 月までには 193 箇所完了したわけなんです、その一方、毎年実施している先ほど申し上げました追跡調査の中で、経年変化の箇所から防災工事が必要な箇所に移行したのが 62 箇所ありまして、409 箇所のうち対策済みの 193 箇所を引いて、新たに移行してきた 62 箇所を加えますと、現時点で防災工事が必要な箇所は、県管理道路全体で 278 箇所になっています。

高橋（稔）委員

大変な対象箇所数で、必要な財源措置、これはもう県土整備局の本当に重要な使命です、また県土整備局だけではなかなか厳しいです。本当に国もしっかり防災、減災の施策執行に取り組んでいただきたいと、こういうことになってくると思います。

東日本大震災で三陸縦貫自動車道が果たした大きな役割を衆議院の予算委員会で釜石市長が述べておられました。海側の国道の 45 号線のいわゆる代替策として三陸縦貫道が震災の 6 日前に開通していたがゆえに、本当に多くの命が救われた。こういうことを考えますと、本当に国の国道管理や、国がこれらの

現場を抱えている、いわゆる崩落危険箇所を抱えている各自治体に対する責務、こんなことを痛切に感じるんですが、いらっしやっただばかりで答弁というのも何ですが、いわゆるそういうせい弱な道路といいますか、命の道路といいますか、こういうことに一層取り組んでいただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

それでは、しっかり防災、減災に取り組んでいただきたいということですが、防災工事の推進に局として今後どのように取り組んでいくのか、確認をさせていただきたいと思えます。

#### 道路管理課長

道路防災工事の今後の取組ですが、やはり、のり面対策については、先ほど申し上げましたように、どうしても危険度の高いところを優先的にやっていかざるを得ないというところがありますが、そうした中でも、委員からお話ありがとうございましたように、やはり緊急輸送路、これは緊急時の人や物の移動を担う大事な道路ですので、そういったことを踏まえながら、順次、防災対策の方を進めてまいりたいと考えています。

#### 高橋（稔）委員

昨日のこういう自然災害みたいに、東日本大震災の大きな被害、被災地の方々の御苦勞を本当に思いますと、やはり日頃からの防災、減災の施策が重要だなというふうに思いますので、この件については、当委員会としても重く受け止めていただいて、国への本当に一層の強じんな体制づくりということで、委員会としてもしっかり意見を取りまとめて物を申していくべきではないか、このように御提案をさせていただきたいと思えます。

それでは、そういったことで、技術が大事だということに触れまして、今回の議案でもございました真鶴港のケーソン据付工事における問題が指摘されました。やはり、私はここで、技術職員の方々の使命や責任といいますか、この重さを感じるわけですが、併せて、技術職員の方の資質の向上、こういったことも局としては日々取り組んでおられると思えますが、一層重要度を増してきているのではないかな、こういうふうに認識します。

そこで、この時代変化とともに、様々な高度な技術が求められますが、現在、技術職員は具体的にどういう能力が求められているのか確認をさせていただきます。

#### 技術管理課長

技術職員は、従来より計画策定から施行、維持管理まで、それぞれの段階で計画や設計に関する知識、現場管理や検査に関する能力とか、既存の公共施設を維持管理していく技術力が求められてきています。また、異常気象時、災害時等の緊急時におきましては、県民の安全確保、都市基盤の保全のために、水防活動ですとか災害復旧等が迅速に行えるような、そういう能力も求められてまいりました。

最近では、県民ニーズの多様化によりまして、県土整備行政を円滑に推進す

るために、県民の皆様へ合意形成を図る必要性が一層高まっています、こういったことの説明責任を果たすための能力、県民の皆様を理解しやすいような説明、プレゼンテーション、このような能力等が求められてきているところです。

#### 高橋（稔）委員

技術的な知識のみならず、それを本当に理解してもらうように努めなければいけないという大変な総合力が問われて、本当に御苦労が多いのではないかと思いますが、そういった技術職員の方々の資質の維持向上について、日々どういう取組をなさっているのか確認させていただきます。

#### 技術管理課長

技術職員の資質向上に向けての取組としては、基本的な知識を習得する講座から専門的な内容の講座に至るまで、多くの研修メニューを用意しています。例えば、工事担当者として持つべき基本的な技術を習得するために、設計積算の実習ですとか、図面作成ソフトの操作演習、こういったものの講座を設けています。また、専門的な知識を習得するために、地盤崩落ですとか橋りょう技術等といった専門分野に特化した講座等も用意しています。この他に、説明能力の向上を図ること等を目的として、技術職員自らが担当した業務を多くの職員の前で発表する技術発表会といったようなものも毎年開催してございます。

#### 高橋（稔）委員

それだけ学んでいただいて、本当に研さんしていただいていることが正しく評価されて、モチベーションがしっかり上がるような仕組みも考えていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

特に若手の方々、経験年数も浅くて、どういうふうに対応したら良いのかと右往左往しかねないわけですが、そうかといって即戦力も期待されるわけですが、若手の育成への取組と、また、そういった若手の方々へのベテランの技術の継承というか知識の伝承といいますか、そういったことのいわゆる引き継ぎ、これについてどういうふうに取り組んでいらっしゃるか、併せて伺いたいと思います。

#### 技術管理課長

従来、若手職員は、職場の中で先輩職員が仕事をしながら指導を行う、いわゆるOJTという手法により指導してまいりました。しかし、最近、なかなか業務の困難さの中で若手の職員を指導するような時間的余裕が少なくなってきていまして、我々としてもそういったことをサポートできないような状況にございます。

本年度から新任監督員研修というものを実施していきまして、これは、現場を初めて持つような新任技術職員に対して、実際の現場を活用して、その中で設計積算から現場の管理まで一連の指導を行うというような、そういった研修を持っています。ここでは、経験豊かな職員が、初めて現場を担当する職員に対

して、現場監督の在り方とかといったものについて実践的な研修を行いまして、施行管理に必要な一定レベルの知識を学んでいただくと。こういったことによりまして、職場に残った新人の職員が、先輩との間でしっかりとした基本的な知識を取得した上で、また改めてOJTによって学んでいくといったことができるような、そういったことを行っています。

私どもとしては、先輩方が培ってきた技術をしっかりと若い職員に伝えるような仕組みとして、こういった研修の他にも、様々な情報交流をしながら技術の継承をしていきたいというふうに考えています。

#### 高橋（稔）委員

県土整備局としては、技術の継承を受け継いでいくべき伝統的なものも大事にしながら、やはり新しい事象へのしっかりした対応力、そういったことも学んでいかなければいけない。つまり、経験や、知識を生かしながら、技術職員の方々の資質の向上ということが日々求められているんだなというふうに思うのですが、どういうふうに過去の経験や知識というものを新しい知識の習得とリンクさせて、どう活用していくのか、見解を伺っておきたいと思います。

#### 技術管理課長

先ほど研修のメニューの中で御説明いたしました、私どもの中で、職員間の情報共有の手段として取り組んでいる技術発表会というのがあります。ここで発表された大規模な工事ですとか先進的な取組、こういったものをまとめたレポートは、県庁内のイントラネットにデータとして蓄積されています。これは常時閲覧できるために、技術職員は常に、同様の工事を担当する場合ですとか計画、施工の際に、必要に応じて調べて閲覧したりとか、担当した職員との情報交換をしたり、そういったことができるようになっています。

また、被災地等へ派遣された支援職員の貴重な体験といったようなものもこのイントラネットに掲載する等、様々な情報提供も行っています。

これら職員が日常業務で培ってきた経験や知識に加えまして、重要な情報等、より多くのデータを集積して、研修ですとか情報共有に活用することで、技術職員の資質向上に今後も役立てていきたいというふうに考えています。

#### 高橋（稔）委員

最後にしますが、やはりナレッジバンクというんですか、知識を集積して、それが今イントラで活用されているということなんですが、そういったことを一層広げていただきたいと思いますし、やはり新しい知識をどう学ぶかと、国交省でもいろいろな新技術のものについては、認定したものについてはどんどん流布させていますが、やはりそういう技術習得というんですか、それをできるような仕組みを講じていただきたいなというふうに思います。

限られた予算の中で大変御苦労が多いと思いますが、そういう技術をしっかりと習得していただくことは、県民の命と財産を守ることに直結するわけですから本当に大事なことだなというふうに思うんですね。この辺の今回のケーソン据付工事に端を発しまして、技術力の向上といたしますか、そういったリスクマ

ネジメントといいますか、そんなことを強く感じましたので、そういった観点を要望して、私の今回の質問は終わりたいと思います。